

消公協第 39 号  
令和 8 年 2 月 13 日

消費者委員会  
委員長 鹿野 菜穂子 殿

内閣総理大臣 高市 早苗  
( 公 印 省 略 )

公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針の一部改正について（諮問）

公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 62 号）の施行に伴い、公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和 3 年内閣府告示第 118 号）の一部改正案を別添のとおり作成したので、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 11 条第 7 項の規定により準用する同条第 5 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。